東京都
建築確認等電子申請システム
操作マニュアル
２０２４年度追加機能編
（民間申請者編）

第1.0版

株式会社　日立社会情報サービス

© Hitachi Social Information Services, Ltd. 2025.

マニュアルの構成

このマニュアルは以下の構成で作成されています。

1 はじめに	本書の趣旨について説明します。
2 コピー機能で電子申請を行う	追加機能を利用する方法について説明します。
3 トップページの項目名変更	申請者トップページの項目名変更について説明します。

目次

1 はじめに ……3
1.1 本書趣旨 ……4

2 コピー機能で電子申請を行う ……5
2.1 過去申請情報からコピーする場合 ……6
2.1.1 過去申請情報を選択する ……6
2.1.2 過去申請をコピーする ……7
2.2 基本情報を登録情報からコピーする場合 ……8
2.2.1 基本情報を事前に登録しておく ……8
2.2.2 申請入力時に基本情報を自動入力する ……12

3 トップページの項目名変更……13
3.1 トップページの項目名変更について……14

1 はじめに

1　はじめに

[1.1　本書趣旨]

　本書は東京都建築確認等電子申請システムの２０２４年度に追加された機能についてのみ個別に説明する資料になります。システム全体の説明や申請方法などは操作マニュアル（民間申請者編）を参照された前提の記載となっています。

◆機能概要

・過去申請コピー機能

自身が過去提出した申請の入力を元に基本情報および申請情報を自動で入力する機能となります。

手続きごとでコピーが可能です。手続きを跨ぐコピーはできません。

・基本情報コピー機能

よく使う情報の登録・削除に登録した基本情報を自動で入力する機能となります。

過去申請コピー機能とは異なり、登録された基本情報のみコピーされます。

申請情報は別途入力してください。

※上記２機能を両方使う場合、後に利用した機能での情報で入力情報が上書きされます。

2 コピー機能で電子申請を行う

2　コピー機能で電子申請を行う

［2.1　過去申請情報からコピーする場合］

2.1.1　過去申請情報を選択する



※自身が作成している申請と同一の申請かつ自身が作成し提出したもしくはパートナー登録され提出された申請のみがコピー元となります。
まだ、登録していないもしくは自身が作成している申請とは異なる申請についてはコピー元にできません。

例１）確認申請（建築物）のコピー元として計画変更（建築物）は利用できません。

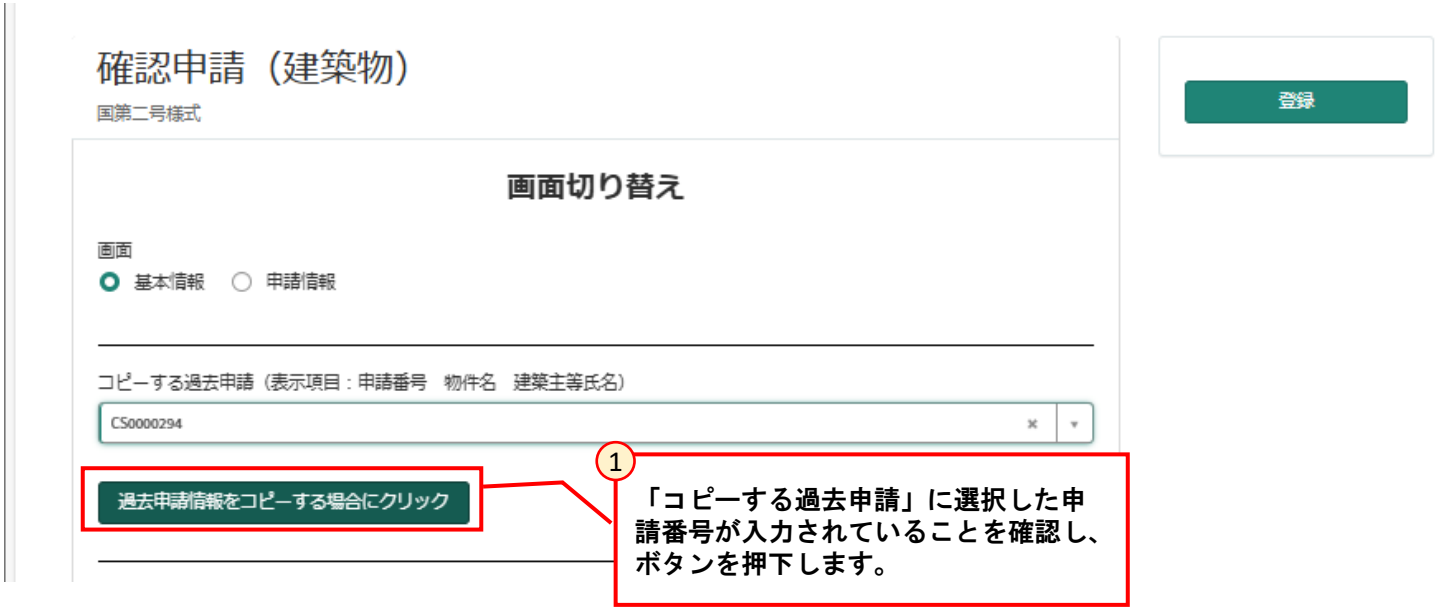
例２）申請を作成したが、提出ボタンを押下して提出していない場合は以下リストには表示されません。

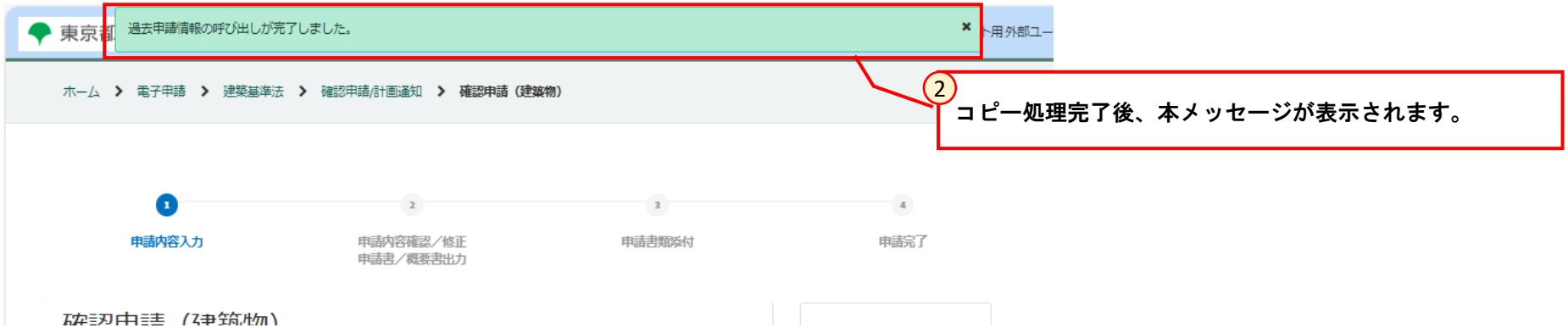
① **コピーする過去申請を押下し、表示された申請からコピー元としたい申請を選択してください。**

2　コピー機能で電子申請を行う

［2.1　過去申請情報からコピーする場合］

2.1.2　過去申請情報をコピーする

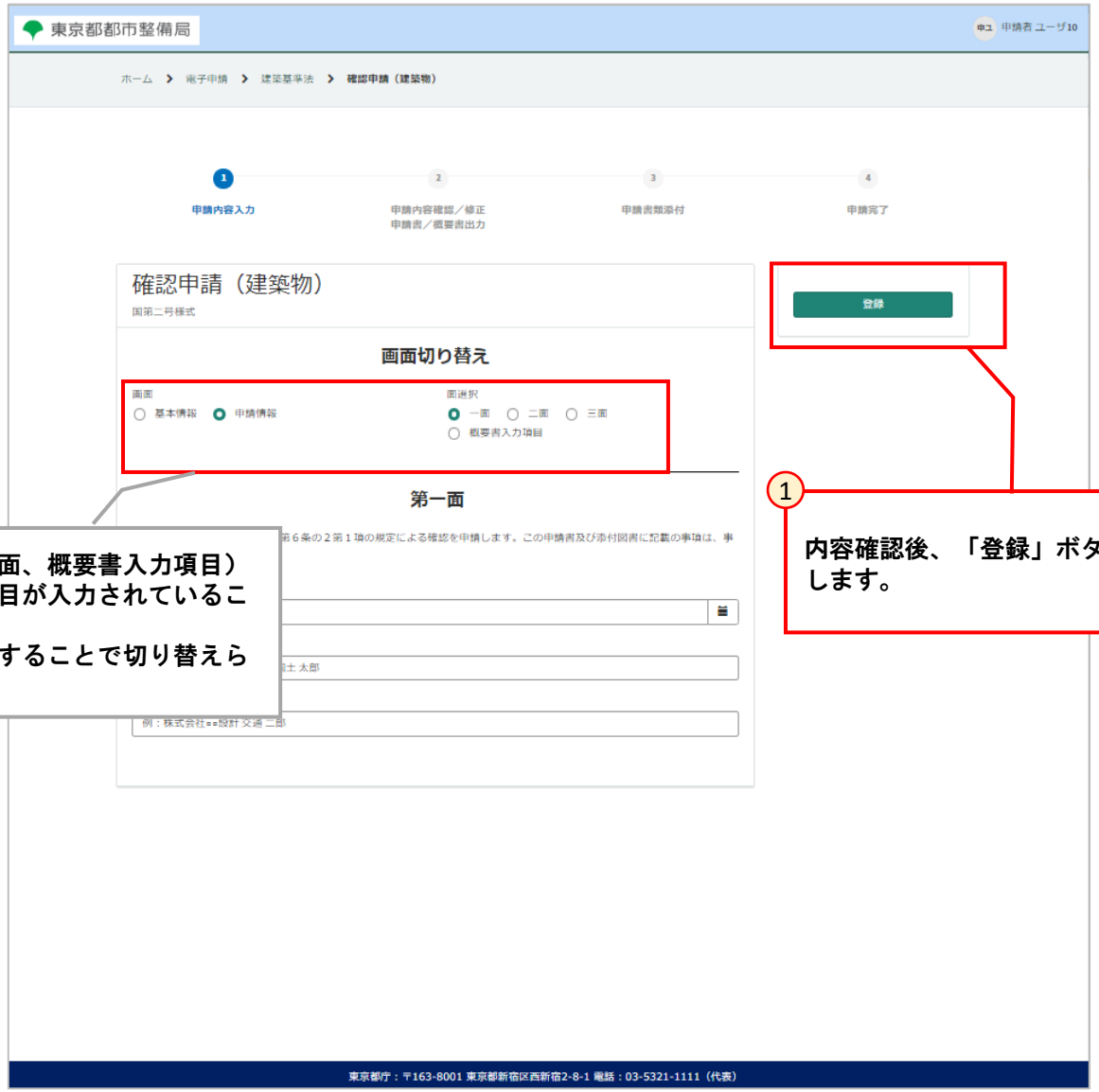




2　コピー機能で電子申請を行う

［2.1　過去申請情報からコピーする場合］

2.1.2　過去申請情報をコピーする



基本情報、申請情報（一面～三面、概要書入力項目）を切り替えて確認し、必要な項目が入力されていることを確認してください。
入力画面はラジオボタンを押下することで切り替えられます。

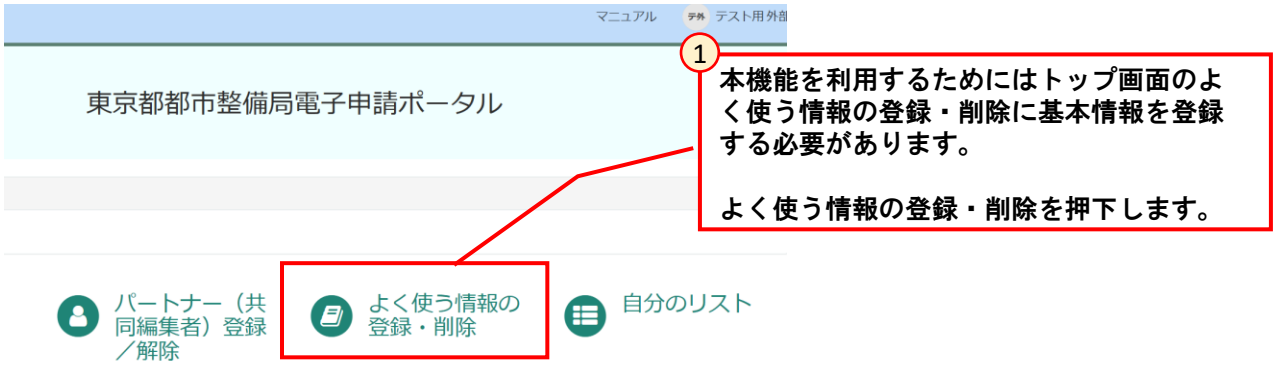
1

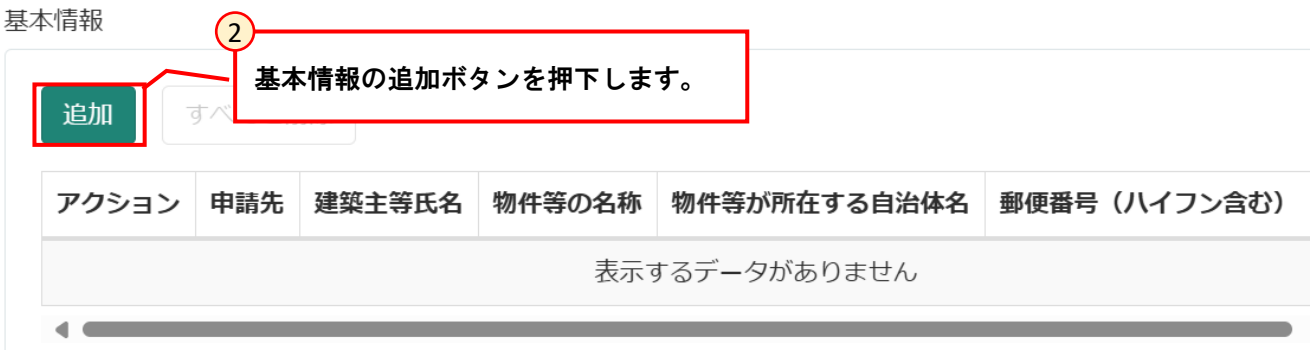
内容確認後、「登録」ボタンを押下します。

2　コピー機能で電子申請を行う

［2.2　基本情報を登録情報からコピーする場合］

2.2.1　基本情報を事前に登録しておく





2　コピー機能で電子申請を行う

［2.2　基本情報を登録情報からコピーする場合］

2.2.1　基本情報を事前に登録しておく



1

本画面にて必要な情報を登録します。

※基本情報の「住所」については入力された郵便番号を元に自動で入力される情報となります。
自動入力された住所に追記は可能になりますので必要があれば追記してください。
なお、存在する郵便番号を入力し住所を空欄で登録しておいた場合、基本情報呼び出し機能を実行すると、申請書にはコピーされた郵便番号を元に住所が自動で反映されます。
必要があれば追記をお願いいたします。

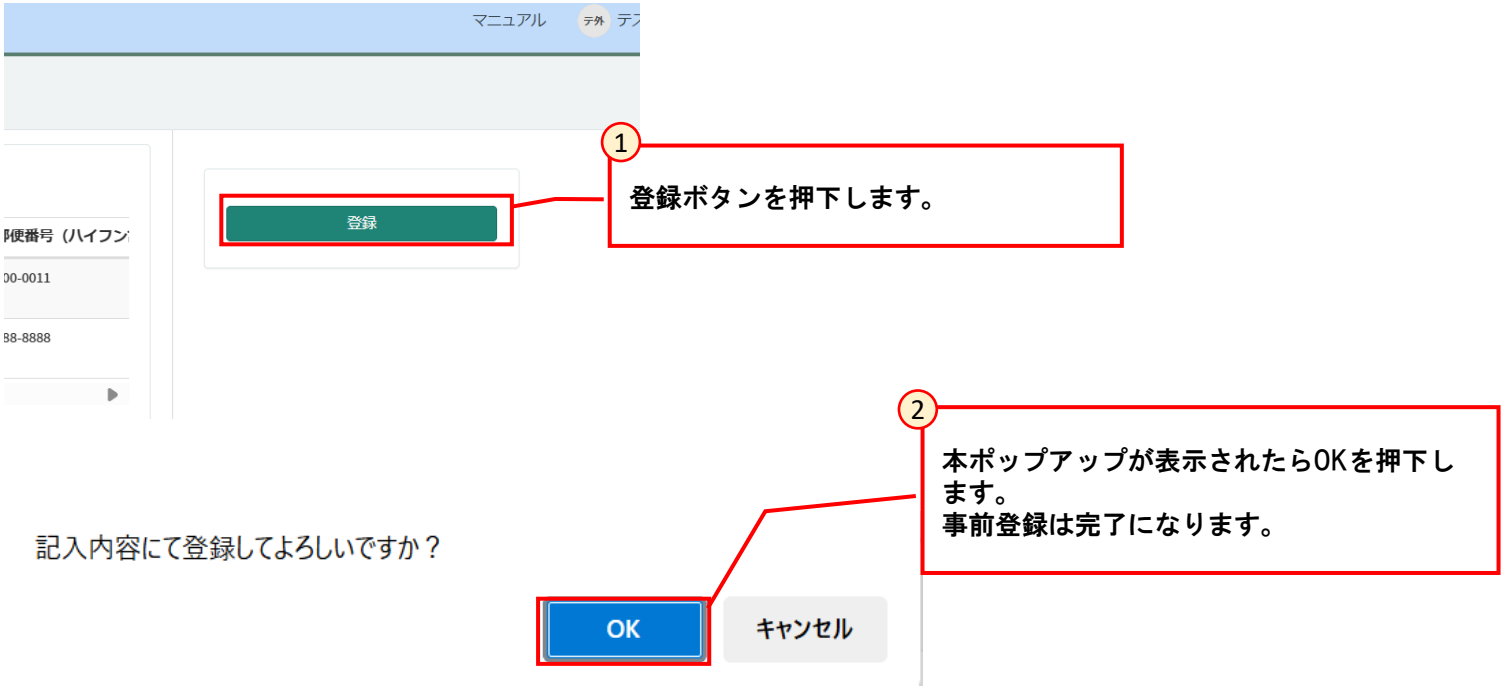
2

追加ボタンを押下します。

2　コピー機能で電子申請を行う

［2.2　基本情報を登録情報からコピーする場合］

2.2.1　基本情報を事前に登録しておく



2　コピー機能で電子申請を行う

［2.2　基本情報を登録情報からコピーする場合］

2.2.2　申請入力時に基本情報を自動入力する



1 申請を開き、ボタンを押下します。

2 基本情報のコピー処理完了後、本メッセージが表示されます。
※申請情報についてはコピーされないため、別途入力し登録してください。



※「よく使う情報の登録・削除」の基本情報が登録されていない場合、エラーメッセージが表示されます。
その場合は2.2.1 基本情報を事前に登録しておくを参照ください。

3 トップページの項目名変更

3　トップページの項目名変更

［3.1　トップページの項目名変更について］

東京都建築確認等電子申請システムの２０２４年度の機能追加に合わせて申請者トップページの項目名についても変更しています。
変更点は以下の通りです。

①パートナー登録/削除
⇒**パートナー（共同編集者）登録/解除**

②自分が申請した申請リスト（未完了かつ、自分の申請リスト）
⇒**自分の申請リスト（未完了）**

③自分が申請した申請の質疑・指摘事項リスト（未完了かつ、自分の申請に関する質疑・指摘事項リスト）
⇒**自分の申請に関する質疑・指摘事項リスト（未完了）**

④自分に関する申請リスト（未完了かつ、パートナーに自分が含まれる申請リスト）
⇒**自分がパートナー（共同編集者）の申請リスト（未完了）**

⑤自分に関する申請の質疑・指摘事項リスト（未完了かつ、パートナーに自分が含まれる申請に関する質疑・指摘事項リスト）
⇒**自分がパートナー（共同編集者）の申請関する質疑・指摘事項リスト（未完了）**

旧画面



新画面

